

「中小小売商業振興法に基づく高度事業化計画の認定に係る審査基準(案)
の制定について」に対する意見

氏 名	
住 所	

- 1 意見が長文にならないよう、なるべく簡潔に記入してください。
- 2 提出された意見は返却いたしません。また、著作権は佐倉市に帰属されます。
- 3 提出は、下記まで持参いただくか、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法でお願いします。

(提出先・問い合わせ) 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地
佐倉市役所 経済環境部 産業振興課
FAX 043-486-2504 電子メール/ sangyoshinko@city.sakura.lg.jp